

# 自営業者の被扶養者認定について

2023年 8月 1日～

小田急グループ健康保険組合

## 1 収入の算定方法について

自営業者の被扶養者認定において収入金額から差し引く必要経費は、所得税法上の必要経費とは異なり、その費用なしでは事業が成り立たない必要最低限の「直接的必要経費」に限られます。また、所得を得るために必要であると当組合が認める経費以外は、経費とは認められません。

## 2 収入算出式

$$\text{収入} = \text{売上金額} - (\text{売上原価} + \text{直接的必要経費})$$

「直接的必要経費」の可否は次の一覧表のとおりです。

- 印・・・直接的必要経費として認められます。
- △印・・・条件（備考参照）付きで直接的必要経費として認められます。なお、別紙資料を提出いただく場合があります。
- ×印・・・直接的必要経費として認められません。

### 【一般用】

#### 収支内訳書・損益計算書（青色申告決算書）

科目	認定可否	備考
売上原価	○	
給料賃金・専従者給与	×	従業員の雇用があり、給料賃金（専従者給与を含む）の支出が認められる場合は、社会通念上、申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たす立場であり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当と判断できないことから、扶養認定の対象にはなりません。
外注工賃	○	
減価償却費	×	
貸倒金・貸倒引当金	×	
地代家賃	△	自宅住所と事業所所在地が異なる場合：○ 自宅住所と事業所所在地が同一の場合：50%※1
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	自宅住所と事業所所在地が異なる場合：○ 自宅住所と事業所所在地が同一の場合：50%※1

科 目	認定可否	備 考
旅費交通費	△	通勤・研修にともなう費用については経費として認めません。その他経費として申請する場合は、別途申請書の提出が必要となります。
通信費	△	自宅住所と事業所所在地が異なる場合：○ 自宅住所と事業所所在地が同一の場合：50%※1
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	自宅住所と事業所所在地が異なる場合：○ 自宅住所と事業所所在地が同一の場合：50%※1
消耗品費	×	
福利厚生費	×	
研究図書費	×	
研修会費	×	
発表会費	×	
雑費	×	
引当金	×	
各種控除額	×	
業務委託費	○	

※ 上記一覧表にない「科目」については「雑費」として取り扱います。

※1 小数点以下は切り捨てとなります。

#### 【農業所得用】

#### 収支内訳書・損益計算書（青色申告決算書）

科 目	認定可否	備 考
雇人費	×	
小作料・賃借料	○	
減価償却費	×	
貸倒金・貸倒引当金	×	
利子割引料	×	
租税公課	×	
種苗費	○	
素畜費	○	

科 目	認定可否	備 考
肥料費	○	
飼料費	○	
農具費	○	
農薬衛生費	○	
諸材料費	×	
修繕費	△	自宅住所と事業所所在地が異なる場合：○ 自宅住所と事業所所在地が同一の場合：50%※1
動力光熱費	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合：○ 自宅住所と事業所所在地が同一の場合：50%※1
作業衣料費	×	
農業共済掛金	×	
荷造運賃手数料	○	
土地改良費	×	
雑費	×	
果樹牛馬等の育成費	×	
専従者控除	×	従業員の雇用があり、給料賃金（専従者給与を含む）の支出が認められる場合は、社会通念上、申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たす立場であり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当と判断できないことから、扶養認定の対象にはなりません。※1
諸会費	×	
地代・賃借料	○	
各種控除額	×	

※ 上記一覧表にない「科目」については「雑費」として取り扱います。

※ 「農産物以外の棚卸高」は期首・期末ともに経費に含みません。

※1 小数点以下は切り捨てとなります。

【不動産所得用】

収支内訳書・損益計算書

科 目	認定可否	備 考
給料賃金・ 専従者給与	×	従業員の雇用があり、給料賃金（専従者給与を含む）の支出が認められる場合は、社会通念上、申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たす立場であり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断できないことから扶養認定の対象にはなりません。
減価償却費	×	
貸倒金・貸倒 引当金	×	
地代家賃	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合：○ 自宅住所と事業所所在地が同一の場合：※1
借入金利子	×	
租税公課	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	自宅住所と事業所所在地が異なる場合：○ 自宅住 所と事業所所在地が同一の場合：50%※1
管理費	○	
仲介手数料	○	
雑費	×	
専従者控除	×	従業員の雇用があり、給料賃金（専従者給与を含む）の支出が認められる場合は、社会通念上、申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たす立場であり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断できないことから扶養認定の対象にはなりません。
各種控除額	×	
その他の経費	×	

※ 上記一覧表にない「科目」については「雑費」として取り扱います。

※1 小数点以下は切り捨てとなります。